

はじめに

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの（文部科学省：生徒指導提要）であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断しました。そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「校則見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を作成しました。

本校では、「見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則はPTA役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思いから、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

1. 校則の見直しの視点（北九州市立中学校長会）

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日

北九州市立中学校長会

1. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では、各学校において、校則を定めている。

2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

(1) 検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服（詰め襟、セーラー服等）との選択制をとっている。

このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする人権問題（LGBTqを含む）に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

- (2) 検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方
- 「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
 - 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
 - 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。
なお、校内校則検討委員会等は、既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活用して行うことを推奨する。

3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

- (1) 過去の校則の役割
- 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指してきた。
 - 学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。
- (2) 学校が抱える課題の変化（昭和～平成～令和へ社会が変化）
- 「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへ変化。
 - 発達特性がある生徒への対応へ変化。
 - 国籍、性などの多様性への対応へ変化。
- (3) これからの校則に求められるもの
- 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
 - 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
 - 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

- (1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。
生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。
- (2) 公開性を保つ
教職員だけでなく、生徒及び保護者等が校則の見直しに、様々な方法で参画し、内規として閉ざされた校則ではなく、学校・地域・保護者に開かれた校則とする。
- (3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。
社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、説得力のある校則を目指す。また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。
- (4) 通知を踏まえる。
- 平成3年4月10日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し状況等の調査結果について
 - ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
 - ② 思い切った見直しが必要である。
 - ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。
 - 令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校における校則の見直しについて
 - ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
 - ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
 - ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点を持ち、標記の仕方に配慮すること。
- (5) 組織として対応する。
校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者（PTA）、地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

5. 「校則の見直し」についてのスケジュール

【現況】※北九州市立中学校長会指導部が中心

- ・校則と生活点検方法についての実態調査
- ・現行の校則の収集



【令和3年度】

- ・5月 校長会長会にて、経緯説明（会長・指導部長より）
- ・6月 校長会校則検討委員会発足（校長会指導部を中心に）
- ・6月 各区の校長会より意見を聴取する
- ・7月 各区の意見集約
検討委員会で「校則見直しの視点」検討
「校則の見直しの視点」（案）作成後、弁護士等交え意見交換
「校則の見直しの視点」（案）作成
- ・9月 検討委より各学校長へ「校則の見直しの視点」（案）提示
→各学校へ周知（説明会実施）
- ・10月～3月 「校則の見直しの視点」を踏まえ、各学校で校則見直しに取り組む
必要に応じて、校長会校則検討委員会開催
校長会検討委が学校の意見のとりまとめ、情報共有等
校長会検討委が各学校の取組の集約
各学校で、改正された校則の周知

【令和4年度】

- ・各校による校則の見直し及び改正された校則の運用
- ・「校則の見直し」の進捗状況の確認 等

【令和5年度】

- ・改正された校則の運用開始
- ・折中サミットでの「校則の見直し」
- ・生徒会役員執行部と職員との情報共有、および代議専門委員会での答申

【令和6年度】

- ・改正された校則の運用
- ・折中サミットでの「校則の見直し」
- ・生徒会役員執行部と職員との情報共有、および代議専門委員会での答申

2. 本校の校則（令和6年度10月1日現在）

折尾中学校のきまり（令和6年度中学校説明会のしおり）及び今年度折尾中サミットや生徒会役員会を経た見直し分より）

折尾中学校の生徒として、礼儀正しく生活をし、きちんとした身だしなみを心がけるようにしましょう。

（1）通学服について

①「折尾中学校従来型標準服」、もしくは②「北九州スタンダードタイプ標準服」を正しく着用しよう。

	① 折尾中従来型標準服	②北九州スタンダードタイプ標準服
スラックスタイプ	【冬】 <ul style="list-style-type: none"> ・黒の詰め襟標準学生服 ・黒の標準学生ズボン 	【冬】 <ul style="list-style-type: none"> ・指定のブレザー（Ⅰ型・Ⅱ型）（濃紺） ・指定のスラックス（Ⅱ）（濃紺） ・白色無地のスタンダードシャツ（推奨品ポロシャツ） ※市販の白色無地、または学校指定のポロシャツも可
	【夏】 <ul style="list-style-type: none"> ・白色の開襟シャツ、またはカッターシャツ 及び学校指定のポロシャツ ※市販の白色無地のポロシャツでも可 ・黒の標準学生ズボン 	【夏】 <ul style="list-style-type: none"> ・白色無地のスタンダードシャツ （推奨品ポロシャツ） ※市販の白色無地、または学校指定のポロシャツも可 ・指定のスラックス（Ⅰ型・Ⅱ型）（濃紺）
スカートタイプ	【冬】 <ul style="list-style-type: none"> ・濃紺セーラー服（襟にエンジ色の三本線） ・エンジ色のネクタイ着用 ・濃紺のジャンパースカート ※ネクタイの結び目は適切な長さのものとする。 ※スカート丈はひざ下のものとする。 	【冬】 <ul style="list-style-type: none"> ・指定のブレザー（Ⅰ型・Ⅱ型）（濃紺） ・指定のスカート（Ⅱ）（グレー） ・白色無地のスタンダードシャツ（推奨品ポロシャツ） ※市販の白色無地、または学校指定のポロシャツも可 ※スカート丈はひざ下のものとする。
	【夏】 <ul style="list-style-type: none"> ・学校指定の白色半袖セーラー服 ・紺色のチェック柄のひだスカート ※スカート丈はひざ下のものとする。 	【夏】 <ul style="list-style-type: none"> ・白色無地のスタンダードシャツ（推奨品ポロシャツ） ※市販の白色無地、または学校指定のポロシャツも可 ・指定のスカート（Ⅰ型・Ⅱ型）（グレー） ※スカート丈はひざ下のものとする。

※ポロシャツやカッターシャツ、開襟シャツはボタンを留めて、裾はスラックスやスカートの中にきちんと入れて着用すること。

※肌着（アンダーウェア）等は、透けても目立たないようなものを着用すること。

（例えば、白・黒・紺・グレーなど）

※①と②の組み合わせは、スラックスタイプの【夏】のみ可。

※カーディガン、セーター及びベスト、タイツは着用してもよい。

(2) その他の服装について

上靴	・各学年指定の色のもの、体育館シューズ兼用のひも靴。
通学靴	・ひも付き運動靴 ※マジックテープ可、色及び生地は自由 ※体育の授業兼用のためランニングシューズ使用。また、安全面の観点からハイカットや厚底のものは不可。
靴下	・無地のもの（ワンポイント可、ライン可、装飾品のないもの） ※ルーズソックスは不可。
通学バッグ	・①学校指定の通学バッグを使用。入らないときは②サブバッグを使用すること。 ※②のサブバッグのみの登校は不可。 ※部活動の道具については、顧問が許可したバッグを使用すること。その際は、教室内ではなく、各学年が指定した場所に置くこと。

(3) 頭髪等について

- ・清潔で爽やかな髪型にすること。前髪やうしろ髪が長くなったときは、装飾品のないピンやゴムで留めること。

※左右非対称、ツーブロック手法による極端な段差ができるもの、モヒカン、剃り込み、パーマや脱色、染色、襟足だけが極端に長い等々、他の生徒に違和感や威圧感、恐怖感を与え、集団としての嫌悪感をもたせるような髪型はしないようにしてください。

※化粧、ピアス、マニキュア、またその他の装飾品（イヤリング、ネックレス、ブレスレット等）は禁止する。

(4) 衣替え、防寒着について

- ・衣替え期間は設定しない。生徒が自分で考えて登校着を決めるようにする。

- ・防寒着について

＜着用してよいもの＞

- ・ウィンドブレーカー
- ・マフラー、ネックウォーマー（装飾品のないもの、首以外に付けないこと）
- ・手袋（装飾品のないもの）
- ・耳あて（装飾品のないもの）
- ・ニット帽（装飾品のないもの）

本校では現在、継続して校則の見直しに取り組んでいます。今後も、折尾中サミット（生徒総会）からの生徒の意見を中心に、生徒会役員や生活委員会にてその内容を検討し、職員会議やPTA理事會等で見直しが行われ、準備ができ次第、随時更新したものを掲載して参ります。